

■新型コロナウイルス関連の支援制度一覧（一般事業者向け）

2020年6月1日現在

| 支援の種類        | 支援制度名                  | 支援内容  | 問い合わせ先                                       |
|--------------|------------------------|---|--|
| 給付金<br>協力金   | 持続化給付金                 | 前年同月比50%以上減少している中小企業・個人事業主に給付金を支給<br>(上限) 中小企業：200万円 個人：100万円   | 持続化給付金<br>コールセンター<br>0120-115-570            |
|              | 家賃支援給付金<br>※2次補正成立後に公募 | 売上が大きく減少している中小企業・個人事業主に家賃給付を実施<br>(6ヶ月分)<br>※法人・個人で上限額が異なる<br>※全額ではなく給付率をかけた金額を支給   | -  |
|              | 休業協力金                  | 都道府県の依頼に応じて、休業や夜間営業時間短縮に協力した中小企業・個人事業主に協力金を支給   | 各都道府県  |
| 雇用関係の<br>助成金 | 雇用調整助成金                | 従業員の雇用維持を図るための休業手当等の費用を助成   | 都道府県労働局<br>ハローワーク                            |
|              | 小学校休業等対応助成金            | 小学校等の臨時休業に伴い、子供の世話をを行うために、労働者に有給休暇を取得させた事業者に対し、助成金を支給<br>※1日あたり8,330円(4/1以降の休業：15,000円)   | 学校等休業助成金・支援金コールセンター<br>0120-60-3999          |
|              | 小学校休業等対応支援金            | 小学校等の臨時休業に伴い、子供の世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者に、支援金を支給<br>※1日あたり4,100円(4/1以降の休業：7,500円)  |  |
| 融資           | 新型コロナウイルス感染症<br>特別貸付   | 前年同月比5%以上売上が減少している事業者に融資を実施<br>【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内【据置期間】5年以内<br>【担保】無担保<br>【融資限度額(別枠)】中小事業6億円(拡充前3億円)、国民事業8,000万円<br>※利子補給制度の利用で実質無利子化<br>※既往債務の借換可能<br>※業歴1年未満でも利用可能 | 日本公庫<br>0120-154-505<br>沖縄公庫<br>0120-981-827 |
|              | 危機対応融資                 | 前年同月比5%以上売上が減少している事業者に融資を実施<br>【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内【据置期間】5年以内<br>【担保】無担保【融資限度額】6億円<br>※利子補給制度の利用で実質無利子化<br>※既往債務の借換可能<br>※業歴1年未満でも利用可能                                 | 商工中金<br>0120-542-711                         |

|    |                      |  |  |
|----|----------------------|--|--|
| 融資 | 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 | <p>(生活衛生関係の事業者向け) 前年同月比5%以上売上が減少している事業者に融資を実施</p> <p>【貸付期間】 設備20年以内、運転15年以内 【据置期間】 5年以内</p> <p>【担保】 無担保 【融資限度額】 8,000万円</p> <p>※利子補給制度の利用で実質無利子化</p> <p>※既往債務の借換可能</p> <p>※業歴1年未満でも利用可能</p>  |  |
|    | 新型コロナウイルス対策衛経融資      | <p>(生活衛生関係の小規模事業者向け) 前年同月比5%以上売上が減少している小規模事業者に融資を実施</p> <p>【使いみち】 設備、運転 【担保】 無担保</p> <p>【融資限度額】 1,000万円</p> <p>※利子補給制度の利用で実質無利子化</p>   | <p>日本公庫<br/>0120-154-505</p> <p>沖縄公庫<br/>0120-981-827</p>        |
|    | 衛生環境激変対策特別貸付         | <p>(生活衛生関係の小規模事業者向け) 前年同月比5%以上売上が減少している事業者に融資を実施</p> <p>【貸付期間】 運転7年以内 【据置期間】 2年以内</p> <p>【金利】 基準金利：1.91%</p> <p>【融資限度額】 1,000万円 (旅館：3,000万円)</p>   |  |
|    | 民間金融機関による実質無利子・無担保融資 | <p>都道府県等による制度融資において、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを利用した場合に、保証料・利子の減免を実施 (要件あり)。</p> <p>【融資期間】 10年以内 【据置期間】 最大5年</p> <p>【融資上限額】 4,000万円 (拡充前3,000万円)</p> <p>【補助期間】 保証料は全融資期間、利子補助は当初3年間</p> <p>【担保】 無担保</p> <p>【保証人】 代表者は一定要件 (①法人・個人分離、②資産超過) を満たせば不要 (代表者以外の連帯保証人は原則不要)</p> <p>※既往債務の借換可能</p> <p>※業歴1年未満でも利用可能</p> | <p>中小企業金融相談窓口<br/>0570-783183</p> <p>お取引のある、又は最寄り金融機関、信用保証協会</p> |
|    | 新型コロナウイルス対策マル経融資     | <p>最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者に融資を実施</p> <p>【資金の使いみち】 運転資金、設備資金</p> <p>【融資限度額】 1,000万円</p> <p>【金利】 経営改善利率1.21% ※ (令和2年5月1日時点) より当初3年間、▲0.9%引下げ</p>  | <p>公庫、又は<br/>商工会・商工会議所</p>                                       |
|    |                      |  |  |

|       |   |  |   |
|-------|---|--|---|
| 融資    | セーフティネット貸付  | <p>一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度</p> <p>【融資限度額】 中小事業 7.2億円、国民事業4,800万円</p> <p>【貸付期間】 設備資金15年以内、運転資金8年以内</p> <p>【据置期間】 3年以内</p> <p>【金利】 基準金利：中小事業1.11%、国民事業1.91%</p> | <p>日本公庫<br/>0120-154-505</p> <p>沖縄公庫<br/>0120-981-827</p> |
| 補助金   | ものづくり・商業・サービス補助金                                  | <p>新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援</p> <p>【通常枠】 補助上限：1,000万円 補助率：中小1/2、小規模2/3</p> <p>【特別枠】 補助上限：1,000万円 補助率：A類型2/3、B・C類型3/4</p> <p>【事業再開枠（特別枠の上乗せ）】 補助上限：50万円 定額（10/10）</p>                                       | <p>ものづくり補助金事務局<br/>※メールのみ</p>                             |
|       | 小規模事業者持続化補助金                                      | <p>小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援</p> <p>【通常枠】 補助上限：50万円 補助率：2/3</p> <p>【特別枠】 補助上限：100万円 補助率：A類型2/3、B・C類型3/4</p> <p>【事業再開枠（通常枠・特別枠の上乗せ）】 補助上限：50万円 定額（10/10）</p>  | <p>商工会<br/>商工会議所</p>                                      |
|       | IT導入補助金   | <p>ITツール導入による業務効率化等を支援</p> <p>【通常枠】 補助上限：30～450万円 補助率：1/2</p> <p>【特別枠】 補助上限：30～450万円 A類型：2/3、B・C類型3/4（※）</p> <p>ハードウェア（PC、タブレット端末等）のレンタルも対象に</p>   | <p>一般社団法人<br/>サービスデザイン推進協議会<br/>0570-666-424</p>          |
|       | 働き方改革推進支援助成金（テレワークコース、新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース） | <p>新たにテレワークを導入した中小企業事業主等に対して、テレワーク用通信機器の導入等に係る経費について助成</p> <p>【補助率】 3/4（1/2 ※目標未達の場合）</p> <p>【補助額】 300万円（200万円 ※目標未達の場合）</p> <p>※従業員の人数によって助成額が変わります</p>   | <p>テレワーク相談センター<br/>0120-91-6479</p>                       |
| 納税等猶予 | 税務申告・納付期限の延長                                      | <p>・4月17日（金）以降であっても柔軟に確定申告書を受け付ける</p> <p>・法人税・法人の消費税の申告・納付についても、新型コロナウイルス感染症の影響により、法人がその期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、申請していただくことにより期限の個別延長が認められる</p>  | 税務署   |
|       | 納税猶予（国税・地方税）の特例                                   | <p>・新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、国税の納付を猶予することができる。</p> <p>・担保の提供は不要。延滞税もかからない。</p>  | 税務署   |

|      |                                    |   |                                   |
|------|------------------------------------|---|-----------------------------------|
| 納税猶予 | 欠損金の繰戻し還付                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>前年度黒字で今年度赤字の場合、前年度に納付した法人税の一部還付を受けることが可能。 ※本制度の適用対象を、資本金10億円以下の中堅企業にも拡大。</li> <li>新型コロナウイルス感染症の影響により損失が発生した場合には、災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を受けられる場合がある。</li> </ul>   | 税務署                               |
|      | 固定資産税等の軽減                          | <ol style="list-style-type: none"> <li>固定資産税・都市計画税の減免<br/>固定資産税・都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2にする。</li> <li>固定資産税の特例（固定ゼロ）の拡充・延長<br/>新たに投資した設備については、自治体の定める条例に沿って、投資後3年間、固定資産税が減免されるが、今般、本特例の適用対象に、事業用家屋と構築物を追加するとともに、2021年3月末までとなっている適用期限を2年間延長する。</li> </ol> | 固定資産税等の軽減相談窓口<br>0570-077322      |
|      | 厚生年金保険料等の猶予制度                      | <ol style="list-style-type: none"> <li>換価の猶予<br/>一定の要件に該当するときは、納付すべき保険料等の納期限から6ヶ月以内に管轄の年金事務所へ申請することにより、換価の猶予が認められる場合がある。</li> <li>納付の猶予<br/>厚生年金保険料等を一時的に納付することが困難な時は、管轄の年金事務所を経由して地方(支)局長へ申請することにより、納付の猶予が認められる場合がある。</li> </ol>                           | 年金事務所                             |
|      | 国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料（税）等の取扱い | 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う影響を考慮し、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料（税）の徴収猶予等が認められる場合がある。  | 市区町村の国民健康保険担当課・後期高齢者医療担当課・介護保険担当課 |
|      | 電気・ガス料金の支払猶予                       | 個人又は企業にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気・ガス料金の支払いに困難な事情がある方に対しては、その置かれた状況に配慮し、料金の未払いによる供給停止の猶予など、電気・ガス料金の支払いの猶予について、柔軟な対応を行うことを要請   | 契約している電気・ガス事業者                    |